

仕事と育児の両立支援のための労働者への面談等、個別の意向の聴取と配慮の新設

見直し
現行の措置義務

労働者からの妊娠・
出産等の申出

出生

3歳になるまでの
適切な時期

3歳

就学

育児休業制度の個別周知・意向確認

[時期]

本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき

[個別周知による周知事項]

- ①育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ②育児休業・産後パパ育休の申出先
- ③育児休業給付に関すること
- ④労働者が育児休業期間・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱い

[意向確認]

・事業主は、育児休業・産後パパ育休の取得意向を確認するために面談等の措置を講じなければならない

個別の意向の聴取と配慮

[個別の意向の聴取]

・子や家庭の状況により、両立が困難となる場合もあるため、労働者の離職を防ぐ観点から、意向（勤務時間帯や勤務地、両立支援制度の利用期間の希望等）を確認しなければならない

[意向の配慮]

・意向を確認したあとは、自社の状況に応じ、事業主はその意向に配慮をしなければならない。
例：配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直しなど

「柔軟な働き方を実現するための措置」の面談等

[時期]

3歳になるまでの適切な時期

（加えて、最初の利用時以降にも定期的な面談等を実施することが望ましい（指針））

[制度の説明と取得意向の確認]

・事業主は、労働者に対して制度の説明と取得意向を確認するための面談等を行わなければならない

個別の意向の聴取と配慮

[個別の意向の聴取]

（同左）

[意向の配慮]

（同左）

定期的な面談が望ましい（指針）

- ・妊娠・出産等の申出時
- ・「柔軟な働き方を実現するための措置」に係る面談等
- ・育児休業からの復職時
- ・短時間勤務制度や「柔軟な働き方を実現するための措置」の利用期間中
などの機会を捉え、定期的な面談を行うこと

個別の意向の聴取の時期

- 左記のほか、
- ・育児休業後に就業を開始する際
 - ・労働者から申出があった際
- 等に、個別の意向を確認することが望ましい（指針）

さらに望ましい対応として、

- ・子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護休暇等の利用可能期間を延長すること
- ・ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護休暇等の付与日数に配慮すること
等を示す（指針）